明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件
二　○保安林の指定をする件（**農林水産**二五一八～二五二五）
○保安林の指定を解除する件（**同**二五二六～二五三三）
三　○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二五三四、二五三五）
○地すべり防止区域を指定する件（**同**二五三六、二五三七）
四　○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**二五三八、二五三九）
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件（**経済産業**二六二）
五　○特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（**国土交通**一三九九）
○自動車の型式を指定した件（**同**一四〇〇～一四〇六）
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**一四〇七）
六　○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一四〇八）
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**一四〇九）
○小型特殊自動車の製作者等の住所を変更する旨届出があった件（**同**一四一〇）
七　○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**一四一一、一四一二）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二七六～二八〇）
○水路測量の実施に関する件（**同**二八一）
八　○新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件の一部を改正する件（**環境**一六七）
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二七〇～二七四）
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**二七五）
九　○道路に関する件（**東北地方整備局**一八二、一八三）
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**中国地方整備局**一四六～一四九）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**四国地方整備局**一三六）

〔人事異動〕

法務省　財務省　文部科学省　防衛省
一〇　〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、証票無効、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、社会保険労務士懲戒処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他
一〇　関係

告示

○外務省告示第三百七十一号

平成二十四年十一月二十一日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十八年四月二十九日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったジェンドゥーバ地方給水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年五月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第二千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字当川内甲一七八〇の三、甲一七九一の一、甲一七九一の二、甲一七九六、甲六三九二の二、甲七七〇八、甲七七一〇、字野田丸甲六〇三三の一、甲六〇三三の二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）